

新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ

【問】湯浅町コロナワクチン相談窓口(9番窓口) ☎22-38330

武田社ワクチン(ノババックス)が使用できるようになりました



3回目接種は
お済みですか？

このワクチンは、組換えタンパクワクチンに分類され、ポリエチレングリコールのアレルギーによりmRNAワクチン(ファイザー社ワクチン及び武田<モデルナ社ワクチン)を接種できない方も接種が可能となります。

■対象

1・2回目接種、3回目接種の対象者のうち18歳以上の方

■申込方法

コロナワクチン相談窓口にお電話ください。

※開始時期は6月後半を予定していますが、ワクチンの入荷状況により前後する場合があります。なお、指定医療機関での接種となります。

4回目接種について

■対象者

3回目接種終了後5ヶ月を経過した方のうち、次の事項に該当する方

- ① 60歳以上の方
- ② 18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方

※1 基礎疾患の詳細は、1・2回目接種、3回目接種

時の案内または湯浅町ホームページをご覧ください。

※2

1・2回目接種時に基礎疾患を有するとして申請書を提出頂いた方、呼吸器・心臓・腎臓疾患で身体障害者手帳及び療育手帳を所持されている方で、3回目接種を終了されている方には、接種可能な時期になりましたら、役場から接種券付き予診票を送付させていただきます。

■申込方法

対象者①の方及び対象者②の方で上記※2に該当する方接種可能な時期になりましたら、接種券付き予診票を送付しますので、届いたらワクチン相談窓口にお電話ください。

対象者②の方で上記※2に該当しない方

湯浅町ホームページから申請書をダウンロードしてご記入のうえご提出いただくか、または、ワクチン相談窓口にお電話ください。

■使用ワクチン

ファイザー社ワクチン
武田<モデルナ社ワクチン

■接種形態

医療機関での個別接種



ご存知ですか、 セルフメディケーション税制

市販薬の購入費用の一部が所得控除の対象になります

天候不順や仕事疲れなどによる軽い体調不良の際に、薬局などで市販薬を購入して体調を整えるという方は多くいらっしゃるでしょう。医療機関を受診してなくても、市販薬の購入費用の一部が医療費控除の特例として税控除の対象となる制度があります。それが『セルフメディケーション税制』です。OTC医薬品(医師の処方箋がなくても購入できる市販薬で、医療用から転用され厚生労働省が指定する特定の成分・薬効のOTC医薬品が対象)の購入費用が高額になったとき、一定の条件を満たせば、確定申告により上限8万8千円の所得控除を受けることができます。

平成29年1月から5年間の期限で始まりましたが、令和4年1月からさらに5年間延長されました。対象品目の拡大や手続きの簡素化など、より使いやすい内容に見直されています。

このマークが目印

セルフメディケーション
税 控除 対象

◆セルフメディケーション税制を利用できる条件

- ① 所得税、住民税を納めている
 - ② 1月から12月までの1年間に、対象となるOTC医薬品を世帯で購入した合計額が税込1万2千円を超えている
 - ③ 健康増進や病気の予防のために、特定健診やがん検診、人間ドック、予防接種などを受けている
- ※通常の医療費控除を受ける場合は、本制度は利用できません。

日頃からバランスの良い食事と適度な運動を心掛け、特定健診やがん検診など定期的に受診し、ご自身の健康管理に関心を持つようにしましょう。もし体調不良が続く場合は、早めに医療機関で受診しましょう。

最新の対象品目など制度の内容については、薬剤師に相談または厚生労働省ホームページをご覧ください。

お問合せ先

・健康づくりに関すること 健康推進課国保年金係 (7・8番窓口) ☎65-3008
・税控除に関すること 住民生活課税務係 (1・2番窓口) ☎64-1106

健康推進員を募集します



【問】健康推進課保健子ども係(8・9番窓口) ☎65-3008

健康推進員は、和歌山県の健康推進員活動事業として平成26年度より活動を開始しています。湯浅町が推薦し、和歌山県が行う養成講習会を受講した方々で、湯浅町では現在67名が健康推進員として活動しています。

活動の内容は、家族や知り合い等周囲の人々へのがん検診・特定健診の受診勧奨、健康づくり事業のサポート活動や健診案内のチラシ配布等で、湯浅町の健康づくり・健康増進のために活動しています。

今年度の養成講習会は、次のとおりです。興味関心のある方はぜひご連絡ください。一緒に活動しましょう!!

令和4年度健康推進員養成講習会

— 日 時 —
8月31日(水)・9月9日(金)

※いずれかの講習を受講してください。

— 場 所 —
有田振興局
(湯浅町湯浅2355-1)